高知県高性能林業機械等整備事業の運用について

第１　趣旨

この運用は、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱(以下「要綱」と言う。)及び高知県高性能林業機械等整備事業事務取扱要領（以下「要領」と言う。）の運用について、必要な事項を定める。

第２　運用

要綱別表第１の事業区分ごとに、以下に留意して事業の実施及び導入した機械の利用、保守管理を行うものとする。

　１　高性能林業機械の導入（要綱別表第１の１）

（１）補助対象経費

①　補助対象機械の範囲は要綱別表第３に定める工種又は施設区分に記載されている機械本体及び附属機械器具購入費、機械本体及び附属機械器具の運送料及び定置式機械の据付料、車両購入に伴う自動車重量税、自動車税環境性能割及び自動車損害賠償責任保険料とする。ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。

②　導入する機械については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。

（２）県の目標値

要綱別表３の１の留意事項（５）及び要領第１号様式の別紙１－１－１に記載のある「素材生産量若しくは素材生産性等の目標が原則として県の目標値以上であること又は目標値の伸び率以上であること。」の「県の目標値」は別紙１のとおりとする。

（３）機械導入後の保守・管理

機械導入事業体は作業記録簿を整備するとともに、作業前点検、定期点検を実施し、その性能を十分発揮できるように維持管理しなければならない。

　　（４）実績報告書

間接補助事業の場合、間接補助事業者（市町村）は、事業実施主体に補助金を支払った日を補助事業の完了日として、補助金交付要綱第９条に定める実績報告を行うものとする。

　２　林業機械のリース（要綱別表第１の２）

（１）補助対象経費

　　　①　補助対象機械の範囲は要綱別表第３に定める工種又は施設区分に記載されている林業機械の使用料及び賃借料（要綱別表第３の２の補助対象経費欄のとおり）とする。

　　　②　導入する機械については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。

　（２）提出書類

　　　　要領第３の２の（１）の②に定める共通基礎資料のうち、イ事業主体の規約（定款）については、法人登録をしていない事業体については省略できるものとする。

（３）機械リース後の保守・管理

機械リース事業体は作業記録簿を整備するとともに、作業前点検、定期点検を実施し、その性能を十分発揮できるように維持管理しなければならない。

　　（４）実績報告書

第２の１の（４）に準ずる。

３　林業機械のレンタル（要綱別表第１の３）

（１）補助の範囲

　　　　林業機械のレンタルの補助対象とする範囲は、森林整備（搬出間伐）及び更新（主伐）作業で素材生産を行うための、伐倒・集材・造材・小運搬・集材木の木寄せ作業等で使用する機械のほか、生産性改善効果の見込まれる作業道開設に用いる多工程作業機械や、低質材の運搬などに必要な原木運搬用トラックとし、土場での仕分け・トラックへの積込み作業及び作業道開設のための掘削系機械は補助対象としない。

また、レンタルに係る経費の内、本体レンタル機械（ロードライナー、車輪及び　履帯の滑止めチェーン、ゴム製履帯の損耗費、スイングヤーダ－等の専用搬器・設置器具等の付属品は補助の対象に含む。）、補償費及び管理料を補助対象とし、それ以外の機械の回送経費及び、燃料油脂経費及びワイヤー等消耗品・返却時の修繕費等は補助対象としない。なお、リース契約による機械については補助対象としない。

　　　　補助額は、補助対象事業費の3/10以内で、1ヶ月当たりの上限を150,000円とする。但し、レンタル経費が日数管理となる月は月額補助金上限150,000円を1ヶ月当たり31日で除した日額単価にレンタル日数を掛けた額とレンタル経費の3/10の額のうち安価な方を補助額として計算する。

　　　なお、再造林を行うことを条件に事業を行う場合は、補助率1/2以内、上限額を

250,000円とする。

　　　　（補助金計算例）

　　　　　　ア．1ヶ月当たり（月額計算）500,000×1ヶ月×3/10＝150,000円

　　　　　　イ．20日当たり （日額計算）※１　350,000×3/10＝105,000円

※２　150,000÷31日＝4,838円

4,838×20日＝96,760円

≒96,000円（千円単位）

　　　　　　　　　　　日額計算の場合は※１・２を比較して安価な方を補助額とする

（２）レンタル事業者

　　　　事業実施主体がレンタル機械の契約を締結するレンタル事業者は、法人登録された事業者とし、個人が所有するレンタル機械及び協同組合等が補助事業により導入した機械を組合員へレンタルする機械は補助対象としない。また、レンタル機械貸し付け事業者は、レンタル機械の見積書・請求書・明細書の発行及びレンタル機械の性能の保証が可能な事業者であることとする。

（３）レンタル機械の保守・管理

 　　　レンタル機械使用事業体はレンタル機械の作業記録簿を整備するとともに、点検・整備に努め、稼働効率の向上に務めるものとする。

（４）レンタル機械による作業システム

　　　　レンタル機械の作業システムは、レンタル期間内に組み合わせる作業機械、素材生産量、作業道や土場環境などを考慮し、効率的にレンタル機械が稼働できる環境を整えるものとする。

（５）レンタル機械による素材生産量の目標

ア．搬出間伐

レンタル機械を使用した１作業システムにおいて、当該施業に係る作業道支障木を含み、１ヶ月当たりおおむね100m3の搬出量を確保するものとする。この場合、１作業システムに2台以上のレンタル機械が稼働する場合でもおおむね100m3で可とする、

また、搬出量の確認は市場等の伝票、荷受伝票等により1　ヶ月毎の搬出量が１システム当たり確認できるように、整理保管するものとする。ただし、降雪、災害等により集積土場から搬出できない場合には、集積材積の確認（延長、高さ、幅、本数等）できる写真、プロセッサ等の造材集積システムによるデータでも可とする。

なお、おおむね100m3とは、3割の範囲とし、連続する3ヶ月間の月間平均材積が70m3を下回った場合は、4ヶ月目以降は補助の対象としない。

また、作業功程の見直し、事故・災害等により月毎の搬出間伐量が70m3を下回るおそれがある場合は、速やかに事業計画の見直しをすること。ただし、補助事業者に起因しない、事故・災害の場合は木材増産推進課の指示を仰ぐこと。

イ．更新（主伐）

レンタル機械を使用した１作業システムにおいて、当該施業に係る作業道支障木を含み、１ヶ月当たりおおむね200m3の搬出量を確保するものとする。この場合、１作業システムに2台以上のレンタル機械が稼働する場合でもおおむね200m3で可とする。

また、搬出量の確認は市場等の伝票、荷受伝票等により1ヶ月毎の搬出量が１システム当たり確認できるように、整理保管するものとする。ただし、降雪、災害等により集積土場から搬出できない場合には、集積材積の確認（延長、高さ、幅、本数等）できる写真、プロセッサ等の造材集積システムによるデータでも可とする。

なお、おおむね200m3とは、3割の範囲とし、連続する3ヶ月間の月間平均材積が140m3を下回った場合は、4ヶ月目以降は補助の対象としない。

また、作業功程の見直し、事故・災害等により月毎の搬出間伐量が140m3を下回るおそれがある場合は、速やかに事業計画の見直しをすること。ただし、補助事業者に起因しない、事故・災害の場合は木材増産推進課の指示を仰ぐこと。

（６）実績報告

　　　　　レンタル事業の実績報告書で添付する契約書は、レンタルの相手方、機種、期間、金額が確認できれば請求書でも可とする。また、添付する写真は、機種等が確認できるものとする。

　（７）軽微な変更

　　　　　複数台レンタルした場合のレンタル機械間での交付決定額範囲内での流用等、要綱第６条第２項に定める変更要件以外の軽微な変更を行う場合は、所管の林業（振興）事務所と協議を行うこと。

　４　作業システムの改善（要綱別表第１の４）

（１）補助の範囲

　　　　作業システムの改善の補助対象とする範囲は、森林整備（搬出間伐）及び更新（主伐）作業で素材生産を行うための、伐倒・集材・造材・小運搬・集材木の木寄せ作業等で使用する機械、器具および装置並びに作業道開設において1台の作業機で伐倒・集積・掘削が可能な多工程作業機械並びに木材（枝条等の低質材含む）運搬用トラックの改良及び導入とする。

事業種目における「林業機械の改良」とは「機械本体に新たな機能を追加するもの」とし、既存所有する機械本体へ「架装する作業機及び一体的に作動させる補助機器、架装や改良のための工事経費」とする。「林業機械等の導入」は、素材生産のために作業システムを改善するための林業機械等の導入を補助対象とする。

なお、当該事業年度に新規導入を行う機械本体への同時架装及び架装のための機械回送経費等は補助対象としない。

（２）改良を実施する機械本体（ベースマシン）

　　　　　作業機（アタッチメント等）を架装する機械本体の稼働時間はおおむね5,000時間、導入後5年程度以内の機械本体を推奨する。作業機を架装してその性能を十分発揮できる機械本体であり、目標年度又は改良後5年以上若しくは補助事業により導入した機械施設の処分制限期間（耐用年数）の何れか長い期間までの間、実用に供するものとして、確約書（別紙２）を要領第３の１の事業計画書に添付するものとする。また、本体がリース契約の場合は、リース契約後に買い取る事が確認出来る契約書等の写しを併せて添付するものとする。

（３）機械導入後の保守・管理

　機械導入事業体は機械の作業記録簿を整備するとともに、作業前点検、定期点検を実施し、機械本体及び架装作業機の性能を十分発揮できるように維持管理しなければならない。

　（４）原木生産量の目標

　　　　要領第１号様式の別紙１－３の第２の利用計画において、事業体全体又は導入機械利用班の導入年度の翌年から３年後の年間原木生産量が、直近３ヵ年の平均実績から10％増加していること。

　　　　なお、木材運搬業者については、原木生産量を木材運搬量と読み替えるものとする。

　（５）作業システムの改善効果

　　　　要領第１号様式の別紙１－３の第３の作業システムの改善の現状及び目標において、作業システムの改善効果として指標を設定し、導入年度の翌年から３年後に１０％以上向上する目標を設定するものとする。ただし、労働強度の低減等、効果を数値化出来ない取り組みについては、取り組みの成果として１名以上の新規雇用をすることで成果とみなすものとする。

　　　　なお、指標は作業工程の省力化、生産性の向上、間伐面積の増加、低質材の生産量の増加、運搬工程の生産性の向上等とする。

５　データ活用型造材機械等の導入（要綱別表第１の５）

（１）補助対象経費

①　第２の１の（１）に準ずる。なお、附属機械器具購入費には、車載用センサーや操作及びデータ解析等に用いる端末機器（通話機能のないものに限る。）を含む。

②　既存所有する機械本体への架装は、第２の４の（２）による基準を満たす場合に限り補助対象とする。

③　造材データ解析ソフトは、導入する造材機械のデータをパーソナルコンピューターや端末機器に取り込み、データを加工し又は分析する場合に必要なソフト購入費とする。

（２）生産目標

５年目の目標値（導入年度の翌年から起算して５年目）として、事業主体の素材生産量2,000㎥/年以上の増加又は生産量の伸び率120％以上であること。

（３）機械導入後の保守・管理

第２の１の（３）に準ずる。

（４）協定書の締結

要綱第５条の（10）の規定については、次の①又は②による協定を締結し、③及び④に該当すること。

①　県内に木材加工施設を有する製材工場やチップ事業者、バイオマス発電施設などとの間で原木の安定供給協定を締結すること。

②　①との間で協定を締結している県内の流通事業者との間で原木の安定供給協定を締結すること。

③　協定期間は原則として１年以上とし、目標年度終了までの間、協定を維持又は新たな協定等により協定先を確保すること。

④　導入された機械を活用して生産された原木の過半は協定先に供給するよう努めること。

（５）取得データの活用・提供

要綱別表第１の事業区分のうち５の（５）の規定については、次の全てを満たすこと。

①　補助施設により取得したデータは、現場へのトラック配送、日々の生産管理及び作業システムの改善などの生産管理等に活用すること。

②　補助施設により取得した造材データ及び生産管理等に用いた加工データは、無償で県の求めに応じ提供し、そのデータ及び加工したデータを公開することを了承すること。

（６）研修会等への参加

県が実施する造材データの利活用に向けた研修会等へ参加すること。ただし、事故により参加が困難となった場合はこの限りではない。

６　入札・契約関係

　（１）入札及び契約の実施方法

　　　　　契約の相手先の選定及び入札にあたっては、公平性・競争性を確保して実施するものとし、国費事業（要綱別表第１の１及び２）においては単独随意契約は原則認めない。

７　その他

（１）導入機械の事故及び災害の報告

補助対象機械及び補助対象装置を装着した機械が、処分期限内に事故及び災害その他の理由により、補助事業の目的とする機能を発揮できなくなった場合は、原因を確認するとともに早急に機能を復旧・改善することとし、また、木材増産推進課に遅滞なく報告すること。

附則１　この運用は、平成30年４月５日から施行し、同日以降に交付の決定が行われる補助事業について適用する。

　　２　この運用は、高知県高性能林業機械等整備事業費補助金交付要綱及び高知県高性能林業機械等整備事業事務取扱要領の廃止をもって廃止する。

附則１　この運用は、平成30年11月14日から施行する。

附則１　この運用は、平成30年12月25日から施行する。

附則１　この運用は、平成31年 ４月12日から施行する。

附則１　この運用は、令和 ２年 ４月28日から施行する。

附則１　この運用は、令和 ３年 ４月13日から施行する。

附則１　この運用は、令和 ３年 ７月 ８日から施行する。

別紙１

素材生産量及び素材生産性の目標値について

　　　要綱別表３の１の留意事項（５）及び要領第１号様式の別紙１－１－１に記載のある「県の目標値」は下記のとおりとする。

高性能林業機械を導入する場合は、いずれかの目標値以上となること。

【５年目の目標値（林業成長産業化総合対策補助金）】

目標年度が導入年度の翌年から起算して５年目となる場合

　　①素材生産量の増産量　５年間で２，６００ｍ3の増産

　　②素材生産量の伸び率　１３１％

　　③素材生産性の目標値　５．７ｍ3/人日

　　④素材生産性の伸び率　１６０％

【３年目の目標値（合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策交付金）】

目標年度が導入年度の翌年から起算して３年目となる場合

　　①素材生産量の増産量　３年間で１，５６０ｍ3の増産

　　②素材生産量の伸び率　１１９％

　　③素材生産性の目標値　５．３ｍ3/人日

　　④素材生産性の伸び率　１４７％

別紙２

確　　　　　約　　　　　書

高知県知事　　　　　　　　　　様

高知県高性能林業機械等整備事業（作業システムの改善・データ活用型造材機械等の導入）において導入する機械施設を、既存所有する機械本体へ架装し利用するに当たり、既存機械が故障等により稼動が困難になった場合には、自力により修理し、又は更新して、目標年度又は５年以上若しくは当事業により導入した機械施設の処分制限期間（耐用年数）の何れか長い期間までの稼動を確約します。

記

１　補助事業により導入する機械施設名

２　中古ベースマシン等

　ア　会社名

イ　機種名

ウ　製造年月日

エ　製造番号

令和　　年　　月　　日

事業主体名

住　所

氏　名